

西播水監第31号
令和7年11月27日

西播磨水道企業団
企業長 篠崎 保伸 様

西播磨水道企業団
監査委員 柴田 将之
監査委員 池田 熊

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、財務監査及び行政監査を西播磨水道企業団監査基準に準拠し定期監査として実施したので同条第9項の規定により、監査の結果を報告する。

記

- 1 監査の種類 定期監査（地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査）
- 2 監査の対象 水道部給水課
- 3 監査の期間 令和7年9月29日から令和7年11月27日まで
- 4 監査の着眼点及び実施内容 監査対象の給水課の財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確で最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているかなどを主眼において監査を行った。監査に当たっては、関係書類・帳票類の全部又は一部を抽出して監査するとともに、関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
- 5 監査の結果 監査の結果は、以下に述べるとおりである。

1 給水課の機構と職員配置について

給水課長	1名
課長補佐	1名
給水係長（課長補佐が兼務）	
主任	1名
会計年度職員	1名
現場長	1名
副現場長	1名
現場主任	1名
技能員	4名

2 給水課の事務分掌について

- (1) 給水装置工事及びこれに係る調査、設計審査及び検査に関すること。
- (2) 給水装置工事の竣工検査及び立会いに関すること。
- (3) 給水装置工事施行基準に関すること。
- (4) 給水装置の構造及び材質に関すること。
- (5) 水道メーターの取付け、取外し及び取替えに関すること。
- (6) 共同住宅の各戸徴収の契約に関すること。
- (7) 水道メーターの管理事務、取替計画及び取替えに関すること。
- (8) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (9) 開発行為等の協議及びこれに伴う配給水施設工事に関すること。
- (10) 漏水調査計画に関すること。
- (11) 漏水調査及び修繕に関すること。
- (12) 建設工事及び水道施設の維持管理に係る直営現場作業に関すること。
- (13) 消火栓の新設、修繕、点検等の計画その他消火栓に関すること。
- (14) 消火栓の新設、修繕、点検等の実施(建設工事を伴うものを除く。)に関すること。
- (15) 消火栓の維持管理負担金の収入の調定及び収納に関すること。
- (16) 消火栓使用の立会いに関すること。
- (17) 課に属する修繕工事費の算出基準に関すること。
- (18) 修繕料金、分担金その他給水工事に伴う諸収入の調定及び収納に関すること。
- (19) 工事用資機材その他各種物品の出納保管及びたな卸しに関すること。
- (20) 資材倉庫の管理に関すること。
- (21) 給水装置工事設計台帳の整理保管に関すること。
- (22) 反則工事の取締り及び処理に関すること。
- (23) 課に属する占用許可の申請に関すること。

- (24) 占用許可の継続申請に関すること。
- (25) 特設配水管の台帳管理に関すること。
- (26) 貯水槽水道に関すること。
- (27) 水道施設地図情報システム(課の事務分掌に係るもの)の入力に関すること。
- (28) 安全運転管理者の業務に係る事務に関すること。
- (29) 所属車両の保守管理に関すること。
- (30) 課に属する業務の予算要求書の作成に関すること。
- (31) 課に属する決算に必要な資料の作成に関すること。
- (32) 課に属する予定負担行為に関すること。
- (33) 課に属する業務の委託に関すること。
- (34) 課に属する統計、調査等に係る基礎資料の作成に関すること。
- (35) その他課の庶務に関すること。

3 給水装置工事及びこれに係る調査、設計審査及び検査に関すること。

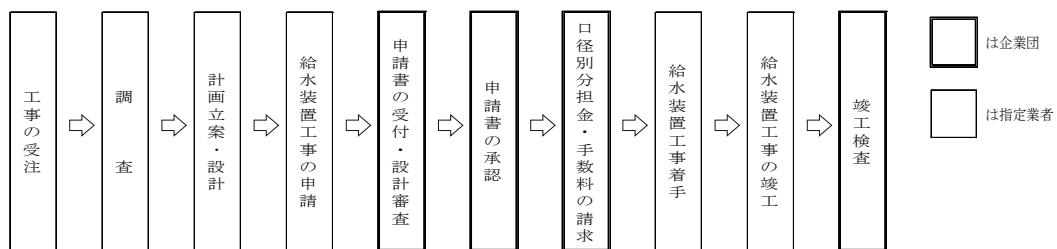
- (1) 令和7年度上半期の給水装置工事の受付件数は、次表のとおりである。

(単位：件)

	新設	改造	修繕	撤去	計
相生市	29	20	0	13	62
揖保川町	12	13	0	3	28
御津町	11	4	0	1	16
計	52	37	0	17	106

- (2) 給水装置工事について

水道法第3条第11項において、給水装置工事とは、給水装置の設置又は変更の工事と定義されており、このうち、設置とは新設を、変更とは改造、修繕、撤去工事をいい、また、工事とは、工事に先立って行う調査から、計画立案、設計、施工、竣工検査までの過程をいう。



給水装置工事は、申込者が西播磨水道企業団指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という）へ工事を依頼し、指定工事業者が基本調査及び設計を行った上で、西播磨水道企業団（以下「企業団」という。）へ給水装置工事の申込みを行っている。

指定工事業者は、申込箇所の既設給水装置の有無、配水管の布設状況の基本調査を行い、給水方法について、企業団と事前協議を行っている。

(3) 設計審査について

提出された給水装置工事申込書、設計書等について、水道法施行令等の法令に基づき適正に設計されているか、給水装置の構造及び材質が基準に適合しているかを審査している。設計審査合格後は、給水装置工事申込書、設計書等の承認、給水装置工事に係る口径別分担金、手数料等の納入通知書を発行している。

納付状況は給水装置工事受付簿に記載されており、おおむね適正に管理されていることを確認した。

設計審査に関する関係法令は、次表のとおりである。

項目	主な審査内容	関係法令
分岐箇所	配水管の位置や配水管からの分岐箇所及び分岐する口径が適正であるか。	水道法施行令第6条第1項第1号及び第2号
使用状況	所要水量、使用形態に応じた給水方法（直圧給水、受水槽設置等）が適正であるか。	水道法施行令第6条第1項第2号
配管	管種、管口径、配管位置、配管構造及び管防護が適正であるか。	水道法施行令第6条第1項第2号、第4号及び第5号
逆流防止	逆流防止装置の設置位置が適正であるか。吐水口空間が確保されているか。（受水槽を設置する場合）	水道法施行令第6条第1項第7号
加圧ポンプ	加圧ポンプの設置位置、構造が適正か。（受水槽を設置する場合）	水道法施行令第6条第1項第3号及び第6号
水道メーター位置	検針等が容易にできる位置であるか。	西播磨水道企業団給水条例第23条第4項、西播磨水道企業団給水条例施行規程第20号
給水管及び給水用具	構造及び材質が基準省令に適合する規格品であるか。企業団が指定する給水管及び給水用具であるか。	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令、西播磨水道企業団給水条例第9条

(4) 竣工検査について

指定工事業者から給水装置工事竣工届を受理し、職員が現地で、当該指定工事業者の立会いの下、給水装置工事設計書（変更があった場合は精算設計書）により竣工検査を行っている。

関係書類の調査及び給水課職員への聞き取り調査を行った結果、竣工検査業務は、以下の竣工検査チェックリストを使用し、おおむね適正に行われていることを確認した。

竣工検査チェックリスト

- 設計書と現地が整合すること。
- 水道メーターのオフセットが正確に測定されていること。
- メーターボックスに傾きがないこと。
- 検針、取替えに支障がないこと。
- 水道メーターは逆付け、偏りがなく、水平に取り付けられていること。
- 止水栓の操作に支障がないこと。
- 止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
- 止水栓スピンドルの位置が止水栓ボックスの中心にあること。
- 直結止水栓及び逆止弁が取替可能であること。
- ドレン管に取り付ける止水栓は、甲止水栓であること。
- 口径30ミリ以上の第1止水栓は、プレインゲート型であること。
- 誤接合（クロスコネクション）となっていないこと。
- 第1止水栓から直結止水栓の区間が10メートル以上ある場合は、0.74Mpaの水圧による耐圧検査で、漏水、抜けなどがないこと。
- 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 接合不良により漏水していないこと。
- 水道メーターのパイロットが回転していないこと。
- 末端給水栓において簡易5項目水質検査（遊離残留塩素、臭気、味、色、濁り）を実施し、残留塩素にあっては0.1mg/l以上であること。その他の項目においては異常でないこと。

4 水道メーターの管理事務、取替計画及び取替について

(1) 水道メーターの管理事務

計量法施行令第18条により、水道メーターの検定有効期間は8年と定められているため、企業団では、7年ごとに使用者宅に取り付けている水道メーターを取り替えている。

水道メーターが不足し、業務に支障が出ないよう、当年度に検定満期となる個数に、当年度の新規取付見込数を加えた数を購入し、見込数を超える場合は、追加で購入している。

納品時には、個数、外観及び寸法の検査や水道メーター番号の刻印、検定証印又は基準適合証印、付属品及び器差成績表の確認を行い、納品検査に合格したものを作成している。また、水道料金システムで水道メーター番号、口径、有効期間、数量を管理している。

水道メーターの入出庫時には、「水道メーター入庫伝票」又は「水道メーター出庫伝票」を作成し、月末には在庫数と在庫水道メーター番号を確認の上、「水道メーター入出庫一覧表」及び「水道メーター在庫明細書」を作成しており、おむね適正に管理されていることを確認した。

(2) 取替計画及び取替えについて

水道メーターの取替えについては、口径13・20・25mmの水道メーターを業務委託し、口径40mm以上の水道メーターを直営で取り替えている。

令和7年4月30日時点の当年度取替予定個数は、次表のとおりである。

(単位：個)

口径(mm)	13	20	25	40	50	75	300	計
取替予定個数	1,800	1,389	34	22	4	6	1	3,256

業務委託については、経験、知識を特に必要とし、現場の状況等に精通した者と契約する必要があるため指定工事業者との随意契約とし、西播磨水道企業団の契約に関する規程第19条第1項の規定により、見積書を徴して受注者を決定している。

令和7年度は、取替対象地区を相生地区3地区と、揖保川地区、御津地区の5つに分け、5者に委託している。契約日は令和7年5月23日であり、履行期間は、いずれの地区も契約日から令和7年12月19日までとしている。

令和7年度の業務委託による取替予定個数は、次表のとおりである。

(単位：個)

地区	口径(mm)	13	20	25	計
相生地区その1	334	266	10	610	
相生地区その2	290	330	2	622	
相生地区その3	392	234	4	630	
揖保川地区	312	374	8	694	
御津地区	472	185	10	667	
計	1,800	1,389	34	3,223	

履行期間内に取替期間を第1期から第6期まで設けており、受注者は偶数月検針地区、奇数月検針地区を交互に水道メーターの検針に支障とならないように注意しながら計画的に取り替えている。

取替えに際して、「水道メーター取替えのお知らせ」はがきを取替期間が始まる約一週間前に届くように、水道料金システムに登録された送付先に郵送している。

「水道メーター取替えのお知らせ」はがきには、取替予定日、取替者の連絡先、取替理由、企業団からのお願いを記載し、取替えを円滑に実施できるよう案内している。

また、配達されずに返却されたはがきについては、水道メーター取替えについての案内文書に送付先の届出を依頼する内容を加筆し、返却されたはがきとともに現地に投函した上で、後日水道メーターを取り替えていることを確認した。

令和7年度上半期の取替完了個数は、次表のとおりである。

(単位：個)

口径(mm)	13	20	25	40	50	75	300	計
受注者取替数	976	658	19	0	0	0	0	1,653
企業団取替数	25	8	0	5	1	2	0	41
取替完了個数	1,001	666	19	5	1	2	0	1,694

5 指定給水装置工事事業者について

(1) 更新状況について

指定給水装置工事事業者制度については、令和元年10月1日から指定の更新制度が導入され、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となっている。

指定の更新を受けようとする指定工事業者は、西播磨水道企業団指定給水装置工事事業者規程第5条の2第5項の規定により、指定の有効期間の満了日の3月前日に属する月の1日から指定の満了日までに更新の申請をする必要があり、その日を過ぎると失効となる。

令和7年4月1日時点の指定工事業者数は97者で、令和7年度に有効期間が満了する者は31者となっている。

令和7年9月30日までに、新規の指定が2者、更新申請数が21者、廃止・失効数が5者あり、現在94者となっている。

令和7年度の指定工事業者の更新状況は、次表のとおりである。

(単位：者)

有効期間満了日	更新対象業者数	更新申請数	廃止数	失効数
令和7年5月27日	1	1	—	—
令和7年9月14日	1	1	—	—
令和7年9月29日	24	19	2	3
令和7年12月3日	3			
令和7年12月5日	1			
令和8年3月24日	1			

(2) 指定の基準

指定の基準は、西播磨水道企業団指定給水装置工事事業者規程第5条の規定により次のとおりである。

- ① 事業所ごとに指定給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置くこと。
- ② 水道法施行規則第20条の規定に定める機械器具を有すること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- ③ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- エ 水道法第25条の11の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- オ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(3) 指定更新時の確認

事業の運営に関する基準は、水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条の規定に定められており、適正に給水装置工事の事業を運営しているかを指定更新時に次の事項により確認している。

- ① 指定工事事業者の講習会の受講実績
- ② 指定工事事業者の業務内容
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

なお、その確認結果によっては、指定工事事業者に対し、講習会、研修会の受講や技能を有する者を従事又は配置するよう指導を行っていることを確認した。

(4) 指定証の交付

西播磨水道企業団指定給水装置工事事業者規程第6条の規定により、次のいずれかに該当するときは、指定給水装置工事事業者指定証を交付している。

- ① 指定を行ったとき。
- ② 指定の更新を行ったとき。
- ③ 再交付の申請を受けたとき。

(5) 指定等の公示

西播磨水道企業団指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により、次のいずれかに該当するときは、その都度企業団の掲示場に掲示し、ホームページに掲載して公示している。

- ① 指定工事事業者を指定したとき。
- ② 指定工事事業者の指定を更新したとき。
- ③ 指定工事事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- ④ 指定工事事業者の指定を取り消したとき。
- ⑤ 指定工事事業者の指定を停止したとき。

(6) 変更等の届出

西播磨水道企業団指定給水装置工事事業者規程第7条の規定により、次に掲げる事項に変更があったとき又は給水装置工事の事業を廃止、休止若しくは再開したときは、その旨を届け出なければならない。

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 氏名又は名称及び住所
- ③ 法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- ④ 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

令和7年度上半期の申請、届出の受付件数は、次表のとおりである。

(単位：件)

届出内容	提出書類	提出期限	関係法令		受付件数
			水道法	施行規則	
指定の申請 (新規)	1 指定申請書 2 誓約書 3 機械器具調書 4 定款及び登記事項証明書	—	第25条の2	第18条 第19条 第20条	2
指定の更新	1 指定申請書 2 誓約書 3 機械器具調書 4 定款及び登記事項証明書 5 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項書	指定の満了日まで	第25条の3 の2	第18条 第19条 第20条	21
変更の届出	1 指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書 2 変更事項に応じて届け出 る書類 (1) 誓約書 (2) 登記事項証明書 (3) 定款 (4) 住民票	変更のあった日か ら30日以内	第25条の7	第34条	9
指定の廃止・ 休止・再開	指定給水装置工事事業者（休 止・廃止・再開）届出書	休止、廃止した日 から30日以内 再開した日から10 日以内	第25条の7	第35条	2
選任・解任	選任・解任届出書	指定を受けた日か ら2週間以内	第25条の4	第21条 第22条	13
指定証再交付	指定給水装置工事事業者証再 交付申請書	—	—	—	0

6 漏水調査及び修繕について

(1) 漏水調査について

昨年度、兵庫県は、漏水調査効率の向上や漏水箇所の早期発見を図るため、人工衛星から得られる画像解析によって漏水疑い箇所を抽出する新技術「漏水検知システム」を利用した漏水調査事業を実施した。

企業団は、この事業に参加しており、給水区域（管路延長402km）を対象とした画像解析が行われ、漏水の疑いがあるエリアが140あるとの調査結果となった。

この140エリアで戸別音聴調査と路面音聴調査を行い、戸別音聴調査では140エリアのうち47エリアで80箇所の漏水音を確認、路面音聴調査では令和7年9月30日現在で、90エリアのうち9エリアで12箇所の漏水音を確認しており、現在も調査を継続している。また、企業団の独自調査や近隣住民からの通報により、同エリアで36箇所の漏水を確認しており、計128箇所の漏水を確認している。

令和7年9月30日現在、修繕済箇所は62箇所、未修繕箇所は66箇所である。

漏水の程度から優先順位を付け、計画的な修繕工事を進めていく方針であること、及び漏水箇所も多いことから、直営での修繕のほか、西播磨上下水道工事業協同組合と漏水修繕工事の協力に関する協定を結び、発注する計画があることを確認した。

(2) 修繕等について

令和7年度上半期の直営による修繕等の件数は、無料分が167件（公道31件、宅内72件、調査等64件）、有料分が6件の計173件である。

なお、漏水箇所については、1970年代に布設したVP（硬質ポリ塩化ビニル管）、止水栓やメーター付近の鉛管の漏水が増えている。

令和7年度上半期の直営による修繕等の内訳は、次表のとおりである。

(単位：件)

種別 区分	無料分										
	公道				弁栓類						
	管				分水栓	止水栓		仕切弁		消火栓	
	漏水修理	移設	分水栓	止水栓	仕切弁	消火栓	空気弁				
	公設管	私設管	公設管	私設管	清掃等	取替	漏水	取替	漏水	取替	漏水
相生市計	9	6		3	1		1				2
たつの市計	4	1		1	1						
合 計	13	7		4	2		1				2

種別 区分	無料分							有料分		合計	
	宅内			調査等				管破損	ボックス購入		
	漏水修理	止水栓	メーター附近 (ハッキン)	BOX調整	水質調査	漏水調査	苦情				
	取替	漏水					赤水	その他			
相生市計	18	15	7	1	4	10	10	15	4	1	109
たつの市計	5	13	10	3	4	8	4	9	1		64
合 計	23	28	17	4	8	18	14	24	5	1	173

7 工事用資機材その他各種物品の出納保管及びたな卸について

(1) たな卸資産について

たな卸資産として貯蔵品(水道工事用の材料)を保有しており、西播磨水道企業団会計規程第50条の規定により、常に水道事業の業務の執行上必要な量の貯蔵品を貯蔵するよう努め、管理している。

購入数量の決定方法は、使用予定や年間の使用実績等を考慮して決定している。

購入単価については、西播磨水道企業団の契約に関する規程第20条の2の規定により単価契約を締結している。

① 購入

購入は、西播磨水道企業団水道事業会計規程に基づき、予定負担行為伺を起案し、総務財政課財政係で支出負担行為の決定後に、購入先へ発注している。

② 入庫、保管

貯蔵品の納品時、物品取扱員は、品名、口径、数量等誤りがないか検収を行い、倉庫の所定の場所に保管している。同時に入庫伝票を作成し、貯蔵品としてたな卸資産に計上している。貯蔵品の受入価額は購入価格（税抜き）となる。

③ 出庫

出庫は、使用材料が記入された修繕派遣書に基づき、出庫伝票を作成している。

出庫伝票に基づき、10日ごとに振替伝票を作成し、用途に応じた費用科目に振替を行っている。なお、払出価額については、西播磨水道企業団水道事業会計規程第55条の規定により、移動平均法にて算出した価額（端数処理は、小数点以下四捨五入）となっている。

④ 月締め

月末には、当月の入出庫を記載した「貯蔵品受払一覧表」を作成し、元帳と照合している。

(2) 実地たな卸しの方法、時期等について

実地たな卸しは、西播磨水道企業団水道事業会計規程第61条及び第62条の規定により、毎事業年度末に企業長の指定する貯蔵品の受払に關係のない職員を立ち会わせた上で行っている。

(3) たな卸資産以外の物品

たな卸資産以外の物品の購入及び管理に関する事務については、西播磨水道企業団会計規程第65条から第68条の規定により行っている。

たな卸資産以外の物品の購入は、予定負担行為伺を起案し、総務財政課財政係で支出負担行為決定後に、購入している。

なお、予定価格が10万円未満で、西播磨水道企業団水道事業会計規程第66条第2項の規定により、耐用年数が1年以上の物品については備品台帳を作成し、備

品整理簿にその所在や購入年度が把握できるよう記録し、整理している。耐用年数が1年以上の物品のうち、不用となり、使用に耐えなくなったものは同会計規程第59条に準じて廃棄していることを確認した。